

序章

下松市景観計画とは

1. 下松市景観計画とは

〔景観計画策定の背景と目的〕

近年の美しいまちなみなどの個性的な景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成17（2005）年に我が国ではじめて景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。

この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、地域の特性に応じた「景観計画」や「景観条例」を定めることで、歴史的な景観の保全や、建築物・屋外広告物の規制など、きめ細やかな施策への取組が可能となりました。

景観法の5つの理念（要約）

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産として、整備保全を図る。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもので、適正な制限のもとに整備保全を図る。
- 景観形成は、画一的な整備を行うものではなく、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図る。
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要で、住民、事業者、行政が一体的に取り組む。
- 景観形成は、保全のみならず、新たな創出を含む。

下松市は、北部の中国山地から連なる山々と末武川流域の中山間地域、^{ぬくみ}温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、笠戸島等瀬戸内海の自然景観、花岡八幡宮や旧山陽道沿いのまちなみ、切山歌舞伎などの歴史・文化的景観、市街地の賑わいの景観、商業施設や住宅団地、工業団地の生活景観など、下松市固有の「ふるさと下松の景観」を有しています。

こうした景観を、景観法による制度を有効に活用しつつ、市民・事業者・行政の協働により、守り・育て・創造していくことを目的に、平成20（2008）年10月に景観法に定める「景観行政団体」となりました。そして、平成24（2012）年10月にふるさと下松の景観まちづくりを推進していくための指針を定めた「景観計画」を策定しました。

本計画は、現行の景観計画が令和3（2021）年度で計画期間満了を迎えることから、現在の景観を取り巻く状況を踏まえ、これまでの景観まちづくりの理念を継承し、更なる発展を目的に改定を行うものです。

【下松市景観計画の役割】

本計画は、ふるさと下松の景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、市民・事業者・行政の協働により、下松市固有の景観を守り・育て・創造していくために、次の3つの役割を担います。

そして、市民みんなで取り組む景観まちづくりを通じて、活力に満ちたまちづくりの展開へ繋げていくことを目標とします。

【下松市景観計画が担う3つの役割】

■下松市が有する景観特性の明確化

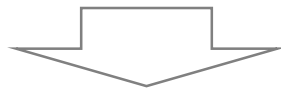
美しい景観を守り・育て・創造していくためには、まず、下松市が有する様々な景観を把握・共有することが重要です。市域全体や地域別の視点、また、市民が親しみ大切に感じている視点から、下松市の景観特性を明確に示すことで、未来へ繋ぐべき景観に対する市民共通の認識を深めるための役割を果たします。

■景観まちづくりの推進

これまでの下松市における景観に関する取組を充実・強化するとともに、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取組を示すものです。これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

■市民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

総合的な景観まちづくりの推進のためには、市民・事業者・行政が目標を共有し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。市民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。



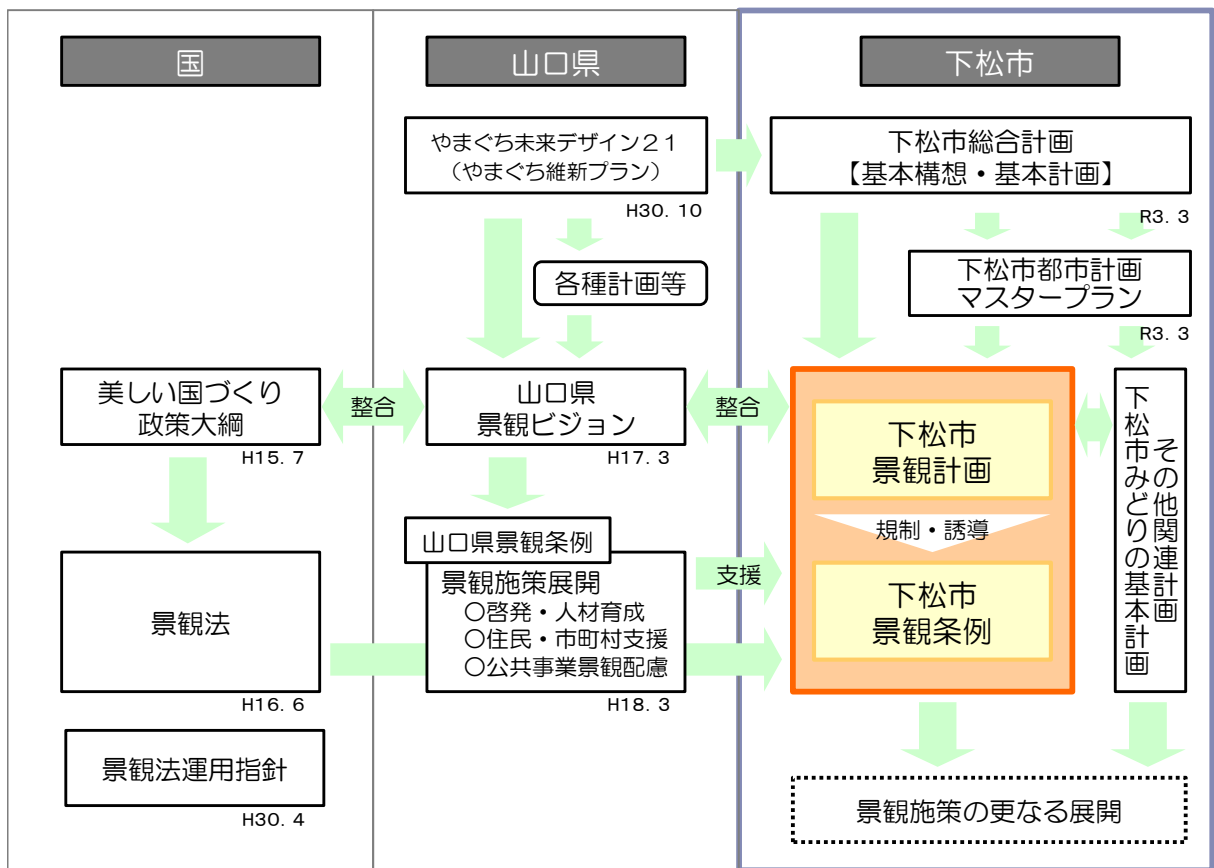
■景観まちづくりの将来像

市民みんなが、日常の風景の価値に気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの参加意識を高めるとともに、地域に対する愛着と誇りを醸成し、活力に満ちたまちづくりの展開に繋がっていきます。

2. 上位・関連計画における景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたっては、市の政策を展望しつつ、「下松市総合計画」や「下松市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と調整を図っています。以下に、上位・関連計画を含めた計画体系における位置づけを示します。



下松市景観計画の位置づけ（上位・関連計画を含めた計画体系）

3. 下松市景観計画の構成

本計画は、以下の構成としてとりまとめています。

序章 下松市景観計画とは

景観計画の役割や上位・関連計画における位置づけについて示しています。

第1章 下松市の景観特性と課題

1. 下松市の特徴を示しています。
2. 下松市全域における景観特性と課題を示しています。

第2章 景観計画の区域と方針

1. 景観計画の対象とする区域を示しています。
2. 景観まちづくりの基本目標、基本方針を示しています。

第3章 地域別の景観まちづくりの基本方針

6つの地域別に、景観特性と景観まちづくりの課題、目標及び基本方針を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた取組

1. 届出対象行為と景観形成基準を示しています。
2. 景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針を示しています。
3. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項を示しています。
4. 景観重要公共施設の整備に関する事項を示しています。
5. 農地の景観形成に向けた景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりに向けた市民・事業者・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進方策を示しています。